

不実証広告規制とは

景品表示法第5条（不当な表示の禁止）の概要

優良誤認 （5条1号）

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制（7条2項）

商品・役務の効果、性能に関して、優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ **事業者が「合理的な根拠を示す資料」を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる。**

有利誤認 （5条2号）

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

誤認されるおそれのある表示 （5条3号）

優良誤認表示 不実証広告規制 (ふじっしょうこうこくせい) ①

消費者庁は、商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、その事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。



事業者

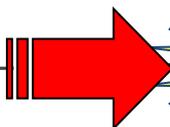
この桶をお風呂場に置けば
カビ知らずのピッカピカ！

ならばその裏付けとなる
根拠を出しなさい！



消費者庁

- ・期限までに資料が提出されない。
- ・合理的なものとは認められない。



不当表示と認定

優良誤認表示 不実証広告規制 (ふじっしょうこうこくきせい) ②

資料の 提出期限

➡ 消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から**15日**を経過するまでの期間（正当な事由（※）があると認められる場合を除く。）

※個別の事案ごとに判断されることになるが、**新たな又は追加的な試験・調査を実施する必要があるなどの理由は正当な事由とは認められない。**

「合理的な 根拠」の 判断基準

➡ 以下の二つの要件を満たす必要がある。

①提出資料が客観的に実証された内容のものであること
(次のいずれかに該当するもの)

- a. 試験・調査によって得られた結果
- b. 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

②表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

(参照) 不当景品類及び不当表示防止法施行規則

不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—
東京高判平成22年11月26日（平成21年（行ケ）第45号）

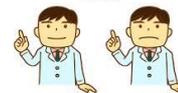
「合理的な根拠」の判断基準

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

a 試験・調査によって得られた結果



● 試験・調査によって得られた結果を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合、当該試験・調査の方法は、表示された商品・サービスの効果、性能に関連する学术界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法によって実施する必要がある。



<例>

- ・ 日用雑貨品の抗菌効果試験について、J I S（日本工業規格）に規定する試験方法によって実施したもの。
- ・ 繊維製品の防災性能試験について、消防法に基づき指定を受けた検査機関によって実施したもの。

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

a 試験・調査によって得られた結果



- 学术界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法が存在しない場合には、当該試験・調査は、社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法で実施する必要がある。社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法が具体的にどのようなものかについては、表示の内容、商品・サービスの特性、関連分野の専門家が妥当と判断するか否か等を総合的に勘案して判断する。

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

a 試験・調査によって得られた結果



- 試験・調査を行った機関が商品・サービスの効果、性能に関する表示を行った事業者とは関係のない第三者（例えば、国公立の試験研究機関等の公的機関、中立的な立場で調査、研究を行う民間機関等）である場合には、一般的に、その試験・調査は、客観的なものであると考えられる。



pixta.jp - 32710687



① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

a 試験・調査によって得られた結果



- 一部の商品・サービスの効果、性能に関する表示には、消費者の体験談やモニターの意見等を表示の裏付けとなる根拠にしているとみられるものもあるが、これら消費者の体験談やモニターの意見等の実例を収集した調査結果を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合には、無作為抽出法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されている必要がある。

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

b 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献



● 当該商品・サービス又は表示された効果、性能に関連する分野を専門として実務、研究、調査等を行う**専門家、専門家団体又は専門機関**（以下「専門家等」という。）**による見解又は学術文献を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合、その見解又は学術文献は、次のいずれかであれば、客観的に実証されたものと認められる。**

① 専門家等が、専門的知見に基づいて当該商品・サービスの表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているもの

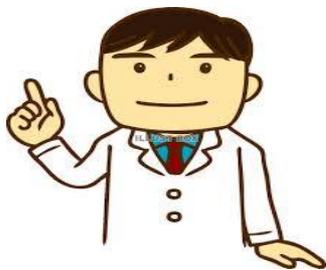
② 専門家等が、当該商品・サービスとは関わりなく、表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているもの

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

b 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献



- 特定の専門家等による特異な見解である場合、又は画期的な効果、性能等、新しい分野であって専門家等が存在しない場合等当該商品・サービス又は表示された効果、性能に関連する専門分野において一般的には認められていない場合には、その専門家等の見解又は学術文献は客観的に実証されたものとは認められない。



① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

b 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献



- 生薬の効果など、試験・調査によっては表示された効果、性能を客観的に実証することは困難であるが、古来からの言い伝え等、長期に亘る多数の人々の経験則によって効果、性能の存在が一般的に認められているものがあるが、このような経験則を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合においても、専門家等の見解又は学術文献によってその存在が確認されている必要がある。

② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること



- 提出資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであると認められるためには、**提出資料が、それ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければならない。**

<例> 「食べるだけで1か月に5kg痩せます」との見出しに加え、「〇〇大学△△医学博士の試験で効果は実証済み」との専門家による評価があることを表示することにより、表示全体として、食べるだけで1か月に5kgの減量効果が期待できるとの認識を一般消費者に与えるダイエット食品について、事業者から、美容痩身に関する専門家の見解が提出された。しかしながら、当該専門家の見解は、当該食品に含まれる主成分の含有量、一般的な摂取方法及び適度の運動によって脂肪燃焼を促進する効果が期待できることについて確認したものにすぎず、食べるだけで1か月に5kgの減量効果が得られることを実証するものではなかった。

したがって、表示全体として、食べるだけで1か月に5kgの減量効果が期待できるとの認識を一般消費者に与える表示と、提出資料によって実証された内容が適切に対応しているとはいえず、当該提出資料は表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められない。